

令和 8 年 第 2 回 尾花沢市農業委員会臨時総会議事録

令和 8 年 9 月 3 日午後 3 時 0 0 分、第 2 回尾花沢市農業委員会臨時総会を尾花沢市共同福祉施設会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 伊勢村 孝 之	2 番 阿 部 真 一	3 番 西 塚 喜 行
4 番 高 橋 央	5 番 五十嵐 弘 幸	6 番 本 間 俊 悦
7 番 星 川 智 一	8 番 齊 藤 智 実	9 番 星 川 孝 子
1 0 番 石 塚 清	1 1 番 矢 作 廣 昌	1 2 番 近 藤 剛
1 3 番 井 上 玲 子	1 4 番 井 上 大 輔	1 5 番 井 向 隆 文
1 6 番 黒 山 誠 悦	1 7 番 西 塚 孝 也	1 8 番 沼 澤 克 己
1 9 番 五十嵐 純 一		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (西塚 喜行) 9 番 (星川 孝子) 1 2 番 (近藤 剛) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

令和 8 年 第 2 回尾花沢市農業委員会臨時総会議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 2 回臨時総会を 9 月 3 日（木）尾花沢市共同福祉施設会議室において午後 3 時 10 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立願います。一同、礼。伊勢村孝之会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。3 番西塚喜行委員、9 番星川孝子委員、12 番近藤 剛委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 16 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（本間会長）

みなさんこんにちは。急な臨時総会ということで、大変申し訳なく思っております。今日 3 時からの案内にしたんですけれども、遅れまして大変申し訳ございませんでした。今日の案件ですけれども、25 日の総会に 25 日の提出ということでダブってしまっていて、こういうことになりましたけれども、今後ないようにチェックを強化したいと思いますので、よろしく願います。今日は大変ご苦勞様です。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく願います。

(議 長)

これより令和８年第２回尾花沢市農業委員会臨時総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１０番石塚 清委員、１１番矢作廣昌委員、以上の２名を指名いたします。

次に議事に入ります。はじめに、議第３１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

(事務局 今田主査)

それでは、議案書１ページをお開きください。今回申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が１件です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものになります。受け人は令和９年春より新規就農予定の方となります。

不許可要件である農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第１０条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第2回尾花沢市農業委員会臨時総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時17分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年9月3日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
